

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月14日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
漏電修理委託
- 2 履行場所
横浜市青葉区美しが丘4-31-1
元石川小学校
- 3 契約日
令和6年9月27日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年10月31日
- 5 契約金額
98,142円(税込み)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
株式会社ハマ・メンテ
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷6-20-2井上ビル2F
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和6年9月25日16時45分頃、自動火災報知設備(受信機)より漏電表示・警報あり。同じく変電室から警報ブザーあり。9月26日 変電室(電灯用)の電流を調べると0.8A(正常値)の30倍の24A以上の数値が流れていることが判明。同日12時頃 漏電表示、警報止まる。変電室の電流測定も異常がなく漏電箇所特定ができなかった。9月27日 体育館の分電盤(誘導灯)のブレーカーが下がっていることが判明。復旧すると、再び漏電表示、警報あり。同じく変電室からのブザーあり。直ちに対処しなければ感電事故や火災につながる恐れがあるため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から電気の資格を有しており、事案が生じた段階で速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立元石川小学校